

令和6年6月18日

【内閣府】

【概要書】

令和5年度 東京電力福島原子力発電所事故調査委員  
会の報告書を受けて講じた措置

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

連絡先は省略。

# 令和5年度 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて講じた措置(要点)

- ◎ 国会法(昭和22年法律第79号)附則第11項において、「内閣は、当分の間毎年、国会に、(中略)東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書(※1)を受けて講じた措置に関する報告書を提出しなければならない」とされている。フォローアップ(※2)は平成24年度版から毎年実施しており、今回で12回目。
- ◎ 本報告書は、関連する白書等(※3)で報告されている取組等を、各提言に対応する形で取りまとめたもの。

※1 国会事故調報告書(平成24年7月5日公表)

※2 提言1(規制当局に対する国会の監視)、提言4(電気事業者の監視)の一部及び提言7(独立調査委員会の活用)は国会に対する提言であるため、それ以外の提言について講じた措置を報告。

※3 防災白書・原子力規制委員会年次報告・東日本大震災からの復興の状況に関する報告・エネルギー白書・環境白書の5つ。

## 提言2 政府の危機管理体制の見直し

### ●原子力防災体制強化に向けた環境整備

- 国、地方公共団体及び原子力事業者の防災体制や関係機関の協力体制の確認等を目的として、令和5年10月27日から29日にかけて、新潟県柏崎刈羽地域を対象に、原子力総合防災訓練を実施。

## 提言3 被災住民に対する政府の対応

### ●除染・住民帰還等の進捗状況

- 令和5年11月までに、全ての特定復興再生拠点区域の避難指示を解除。
- 特定帰還居住区域については、特定帰還居住区域復興再生計画に基づき、除染等を順次実施。

### ●健康管理・健康不安への対応

- 放射線の健康影響に関して、誤解から生まれる差別・偏見を払拭する取組として「ぐるぐるプロジェクト」を推進。

### ●中間貯蔵・最終処分への対応

- 中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送は、令和5年度末までに累計で約1,376万m<sup>3</sup>の輸送を実施。
- 福島県内除去土壌等の県外最終処分に向けて、除去土壌の再生利用実証事業等を実施。さらに、全国での理解醸成活動、減容・再生利用技術の開発等を実施。

### ●福島地域の復興支援

- 福島イノベーション・コースト構想の下、福島イノベーション・コースト構想推進機構による進出企業と地元企業とのマッチング支援、福島ロボットテストフィールドによる実証環境の提供等を実施。
- 令和5年4月、福島国際研究教育機構(F-REI)を設立。

## 提言4 電気事業者の監視

### ●廃炉作業の進捗

- 燃料デブリの取り出しに向け、2号機原子炉格納容器内につながる貫通孔のハッチを開放し、貫通孔内部の堆積物除去作業を実施。

### ●ALPS処理水対策にかかる進捗

- 令和5年8月24日からALPS処理水の海洋放出を開始。IAEAの報告書の内容やモニタリング結果等について広報を実施するほか、万が一の風評影響に伴う需要減少に対抗するための措置も引き続き実施。

## 提言4 電気事業者の監視、提言5 新しい規制組織の要件、提言6 原子力法規制の見直し

### ●原子力規制委員会の取組

- 「東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ」を改定し、今後10年間を一つの区切りとして、実現すべき姿を明示。
- 原子力規制委員会の独立性や透明性の確保に向けた取組を実施。
- 東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析から得られた知見の規制への反映を、原子力規制委員会において引き続き実施。